

2 1 1

※処理事項	発信年月日	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印						

受付印

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

殿

道府県内に ある事務所 又は事業所 の主な事業所	所在地						
	(ふりがな)						
	名称						
本店又は 本社	所在地					事業種目	
	(ふりがな)					資本金等 の額	
	名称						

令和 年度 道府県民税の均等割申告書

※

--	--	--	--	--

道府県内に ある主たる事務 所又は事業所 以外の事務所 又は事業所	所在地						
	(ふりがな)						
名称							
前年4月1日から3月31日までの 間に道府県内に事務所又は事業所 を有していた期間				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	同左の月数	①	月
この申告によって納付すべき道府 県民税の均等割額				円 × $\frac{①}{12}$	②	百万 千 円	0 0
東京都に 申告する 場合の②の 計算	前年4月1日 から3月31日 までの間に都 内に事務所又 は事業所を有 していた期間	特別区 の区域	・ ・ 月 (ア)	・ ・ 月 (イ)	・ ・ 月 (ウ)		
		市町村 の区域	・ ・ 月 (エ)				
	東京都に納付 すべき均等割 額②の計算	特別区 の区域分	(税率)	円 × $\frac{(ア)}{12}$	0 0		
			(税率)	円 × $\frac{(イ)}{12}$	0 0		
			(税率)	円 × $\frac{(ウ)}{12}$	0 0		
		市町村 の区域分	(税率)	円 × $\frac{(エ)}{12}$	0 0		

関与税理士
署 名

(電話

)

※処理事項		発信年月日 通信日付印		確認		整理番号		事務所		区分		管理番号		申告区分			
受付印		令和 年 月 日										法人番号		申告年月日			
														年 月 日			
道府県内に ある主たる 事務所又は 事業所	所在地																
	(ふりがな)																
	名称																
	(ふりがな)																
	代表者又は 管理人の氏名																
本店又は 本社	所在地											事業種目					
	(ふりがな)																
	名称											資本金等 の額		兆 十億 百万 千 円			

令和 年度 道府県民税の均等割申告書

※

道府県内に ある主たる事 務所又は事業 所以外の事務 所又は事業所	所在地										
	(ふりがな)										
	名称										
前年4月1日から3月31日までの 間に道府県内に事務所又は事業所 を有していた期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		同左の月数		①	月				
この申告によって納付すべき道府 県民税の均等割額		円 × $\frac{①}{12}$		②	百万 千 円		0 0				
東京都に 申告する 場合の②の 計算	前年4月1日 から3月31日 までの間に都 内に事務所又 は事業所を有 していた期間	特別区 の区域	・ ・ 月 (ア)	・ ・ 月 (イ)	・ ・ 月 (ウ)						
		市町村 の区域	・ ・ 月 (エ)								
	東京都に納付 すべき均等割 額②の計算	特別区 の 区域 分	(税率)	円 × $\frac{(ア)}{12}$		兆 十億 百万 千 円		0 0			
			(税率)	円 × $\frac{(イ)}{12}$				0 0			
			(税率)	円 × $\frac{(ウ)}{12}$				0 0			
		市町村 の 区域 分	(税率)	円 × $\frac{(エ)}{12}$				0 0			

関与税理士 署 名	(電話)
--------------	-------

府民税均等割申告について

- ◎ 令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以後提出分から提出者等の押印が不要となり、記名で足りることとなりました。
- ◎ 法人府民税の均等割申告書の提出及び納付の期限は、4月30日となっています。
- ◎ この申告書用紙は、3枚複写の特殊な複写用用紙を使用していますから、カーボン紙等を使用せず、そのまま重ねてボールペンで強く書いてください。
- ◎ 数字等が定められた枠内に収まるよう、各葉間に上下左右のずれを生じさせないように注意して記入してください。
- ◎ この申告書により納付すべき府民税の均等割額は、次の算式により算出してください。

均等割の税率(年額)

円

×

前年4月1日から3月31日までの間に府内に事務所又は事業所を有していた期間の月数

12

第11号様式記載の手引

- 1 この申告書の用途等
- (1) この申告書は、都道府県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する公共法人（法人税法第2条第5号の公共法人）及び公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人などを含みます。）で法人税を課されないもの（地方税法第25条の規定によって非課税となるものを除きます。）が道府県民税の均等割を申告する場合に使用します。

(2) この申告書は、4月30日までに事務所等所在地の都道府県知事に1通を提出してください。
- 2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
3 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って記載します。	
4 「同左の月数①」	この月数は、暦によって計算し、1月に満たないときは、1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	
5 「この申告によって納付すべき道府県民税の均等割額②」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合は、「東京都に納付すべき均等割額②の計算」の欄の金額を合計した金額又は第6号様式別表4の3の⑧の欄の金額を記載します。	
6 「東京都に申告する場合の②の計算」	この欄は、法人が東京都に申告する場合に次のように記載します。この場合において、その税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 「特別区の区域分」の欄は、東京都の特別区のみ に事務所等又は寮等を有する法人は、主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額を、東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人は、道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額を記載します。 (2) 「市町村の区域分」は、東京都の市町村のみ に事務所等又は寮等を有する法人が事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわらず一の道府県分の均等割額を記載します。	